



かながわ

議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2446 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#) [Q検索](#)

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成30年11月臨時会(11月20日～11月27日)

平成30年12月定例会(12月5日～12月21日)

住民投票条例の制定議案を否決・一般会計補正予算を修正可決
(11月臨時会) (12月定例会)

●定例会等の概要

- 11月臨時会では、市長提出議案として、「鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について」を否決しました。
- 12月定例会では18名の議員が一般質問を行いました。市長提出議案として、9月定例会で閉会中継続審査としていた「つながる鎌倉条例」ほか条例関係議案10件、補正予算議案2件、その他議案13件を可決、一般会計補正予算を修正可決したほか、鎌倉市副市長の選任に同意、陳情2件を採択しました。

●定例会等の主な動き

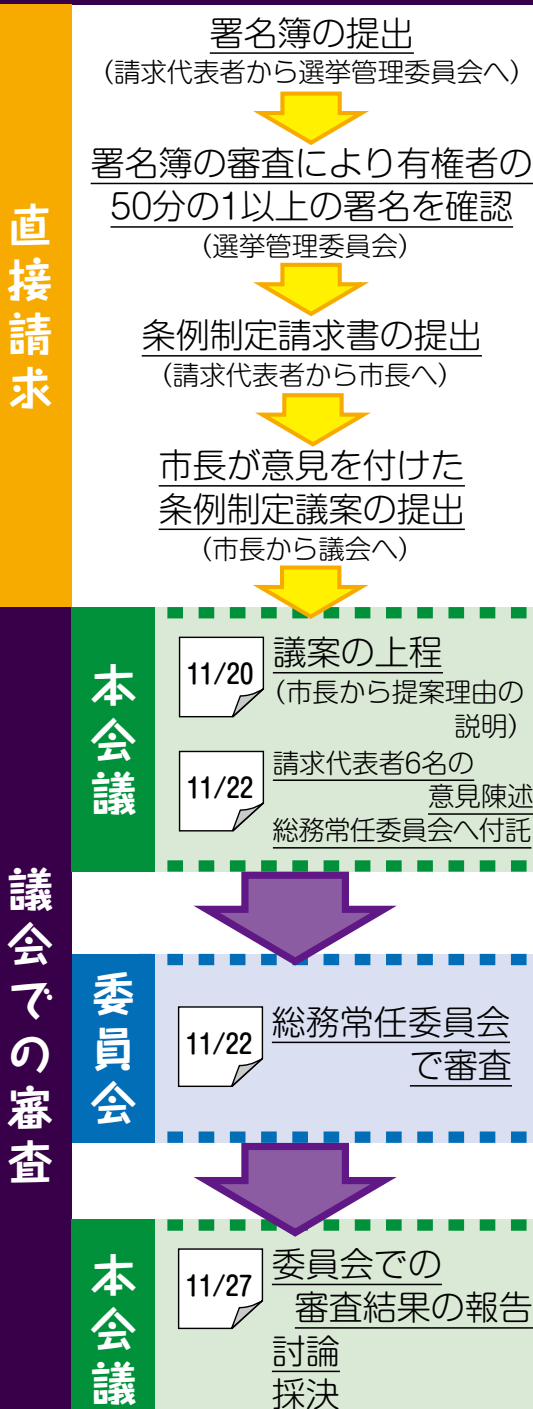
11月臨時会/本会議(11/20・22)	……………	議案上程等	(1・4面)
総務常任委員会(11/22)	……………	議案審査	(1面)
本会議(11/27)	……………	委員長報告、採決	(1・4面)
12月定例会/本会議(12/5～11)	……………	一般質問、議案上程	(2・4面)
各常任委員会(12/12～18)	……………	議案、陳情審査等	(3面)
本会議(12/21)	……………	委員長報告、議案上程、採決	(4面)

11月
臨時会

鎌倉市本庁舎整備に関する 住民投票条例の制定議案を否決

市が市役所本庁舎を深沢地域整備事業用地に移転する計画を発表したことを受け、住民から市長に対し、本庁舎の整備に関する住民投票を実施するための条例を制定するよう、**直接請求**がありました。その後、市長から議会へ、条例の制定議案が、意見を付けて提出されたため、11月臨時会で議案の審査を行いました。

直接請求から採決まで



●直接請求制度とは

地方自治においては、住民による選挙で選ばれた代表者(市長)により行政が行われる間接民主制が原則ですが、住民の意思を実現する手段の一つとして**直接請求制度**があります。直接請求を実行するためには、選挙権のある住民(有権者)の一定数以上の署名が必要となります。このうち、市長に対し「**条例制定(改廃)の請求**」を行うためには、**有権者の50分の1以上の署名**が必要です。

●今回提出された住民投票条例の制定議案の内容(詳しくは4面をご覧ください)

「本庁舎の深沢移転に賛成」と「深沢移転に反対」の2つの選択肢を示し、住民投票を行おうとする内容で、市長の意見を付けたうえで、議会へ提出されました。議会では、請求代表者に意見を述べる機会を付与し、6名が本会議で意見陳述を行いました。

●総務常任委員会での審査

まず市の担当課から、条例案の内容説明のほか、「住民投票により、単に深沢地域への移転に賛成か反対を問うことは、これまで多くの方々と丁寧に議論して築き上げてきた結果と過程をないがしろにするもの」「市長と市議会が住民投票の結果に拘束されるとする本条例を制定することは地方自治法第14条第1項の規定に違反すると思料される」「本条例に基づいて住民投票を実施する場合の基本となる事項が定められていない」など、条例案につけた意見の説明がありました。

その後、委員から市に対する質疑を行った後、一部委員から、条例の精神や判断基準は変更せず、条例立案技術上の問題や違法性の疑いのある規定を修正しようとする**修正案**が提出されました。その内容に対し、委員からは、「現時点で住民投票を行うことには異を唱えざるを得ない」「まずは本庁舎移転に係る市民との情報共有のレベルを高めることが必要」「投票運動は自由であり、一人一人が説得の材料を探していくことは、鎌倉市政にとって財産となる可能性がある」「庁舎移転について、立ちどまるべきとの問いかけに対しても、そのような意思は市長からは示されず強引に進めていこうとしている」などの意見が出されましたが、採決の結果、**修正案は可決**されました。
(議案および修正案の内容は、議会ホームページをご覧ください)

●本会議(11月27日)の経過

本会議では、総務常任委員長から、委員会での審査の経過と結果について報告が行われました。その後、議員が意見を表明する「討論」にて、賛成・反対それぞれの立場から意見が表明された後、まず**委員会修正案**について採決を行った結果、賛成少数で**否決**となりました。次に、改めて**原案**(修正前の議案)について採決を行った結果、賛成少数で**否決**となりました。

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、12月定例会では18名の議員が一般質問を行いました。
ここでは、議会広報委員会で事項別に整理した内容の一部を掲載しています。
一般質問の全文は、2月中旬作成予定の本会議録に掲載します。図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

観光行政について

観光行政について、次の質問が行われました。

質問：東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、外国人を含めた多くの人が訪れることが予想されるが、市としてどのような対応を行うのか。

共創計画部長：まずは大会組織委員会や神奈川県などと情報共有や意見交換を行い、市民や来訪者が安全に安心して過ごせる環境をつくっていききたい。併せて関係各課と連携し、観光客を含めた来訪者の受け入れ環境の充実にも取り組んでおり、鎌倉駅東口、西口駅前広場の整備、観光案内板やサイン表示の多言語化などの充実、トイレのバリアフリー化の推進、キャッシュレス化の推進、WiFi接続環境の整備などを進めている。大会期間中、市民の皆さまが安全で快適に過ごせる環境をしっかりと整えていきたい。

質問：外国人観光客の動向を把握することが重要であり、その動向を分析し、今後の観光施策に活用していく必要があると考えがどうか。

本庁舎整備について

市役所本庁舎の整備について、次の質問が行われました。

質問：11月臨時会において「本庁舎整備に関する住民投票条例を制定する議案」が否決されたがどのように考えているか。

（一面に関連記事）

行政経営部長：本庁舎整備の取り組みについては市民対話やパブリックコメントを実施するとともに、検討状況を広報紙やホームページに掲載したほか、公共施設再編ニュースの発行、シンポジウム、説明会、出前講座の実施など情報共有や意見聴取に努めてきたが、直接請求がなされたことは大変重く受け止めている。これまでの検討経過などがまだ理解できていなかったということは反省すべきであると受け止めている。

質問：広報やホームページに掲載された文言の使い方も配慮しなければならない。

質問：訪日外国人が旅行中に安心して医療サービスを受けるための取り組み状況はどうなっているか。

同部長：緊急時などにおいて、高品質の医療を必要とする外国人の受け入れ等に係る協定を、日本医療教育財団の認証を取得している湘南鎌倉総合病院、観光協会、市の3者で、平成28年6月に締結している。市と観光協会は緊急時における対応可能な病院として、湘南鎌倉総合病院を外国語版パンフレットに掲載し、周知するとともに、鎌倉駅東口の観光案内所でも案内している。

質問：市内の観光案内板の表示内容について、多言語での表記やピクトグラム（※）の採用は行っているか。

時々に合わせて広報してきたということだが、結果的にうまく伝わらなかったと考える。何か対策をとるべきと思うがいかがか。

同部長：引き続き、情報発信を行っていくとともに出前講座などを開催できるよう積極的に働き掛けていきたい。今後は基本構想の素案のパブリックコメント、その後の基本構想策定へと取り組みを進めていく予定であり、ホームページのバナー表示も進捗状況に合わせて工夫していきたい。

質問：本庁舎を移転する理由は防災の観点でよいのか。

同部長：本庁舎について移転して整備する方針を平成29年3月に決定した。その理由として災害対応力や受援力に課題があること、本庁舎としての必要な規模を確保できないこと、仮庁舎の整備や引っ越し費用がかかることが大きな理由である。

同部長：現行の観光案内板等の表示内容は、基本的に日本語、英語、中国語、韓国語で表記し、ピクトグラムの表示ができていないものについては、老朽化などの状況も踏まえ、平成30年4月に策定された鎌倉市公共サインガイドラインに沿った仕様に順次改修を行う。

質問：外国人からの救急要請について、119番通報への外国語対応を聞きたい。

消防長：消防本部では、日本語での通報が困難な方に対応するため、119番通報時に多言語通訳サービスを

防災を主たる理由としたのは、市民の生命、財産を守ることがすべてに優先して取り組むべき課題であり、リスク管理の観点から新たな本庁舎が市民の生命を守る前線基地となるべきものと考えたためである。現在、本庁舎等整備委員会が現在地と深沢地域整備事業用地の災害リスクについて再検証をして、リスクに対してどのような対応が考えられるかについて議論している。それを踏まえ、基本構想を策定していく。

質問：現在の本庁舎、深沢の用地の現状認識を聞きたい。

同部長：現在の本庁舎は大地震に対して、瞬間的な崩壊、倒壊の恐れはないが、業務継続には不安がある状況である。庁舎周辺が津波浸水想定区域に入っているの

道路が寸断する可能性が高いと認識している。深沢の用地は液状化の恐れはないと認識している。洪水浸水の想定区域に入っているの

で、そうした災害のときには周辺道路に支障が出てくると認識している。

質問：被災リスクのある所に移転させるには、しかるべき理由を示す必要があると考えるがいかがか。

市長：深沢については浸水について十分な議論ができていないところであり、改めてきちんと議論していく必要があるという認識の下、進めているところである。全体として安全なまちづくりに資することが実現できる役割を本庁舎が担えるように、今後も引き続き的確な情報提供も含めて取り組みを進めていきたい。

【用語の解説】

※ピクトグラムについて

絵記号、絵単語。視覚的な図による表現で内容の伝達をするもの。言語の種別を問わず直感的に情報伝達が可能となる。日本工業規格（JIS）で定められたもの、標準案内用図記号が使用されている。

一般質問項目一覧

① 永田 磨梨奈（鎌夢会）

- 鎌倉ワークスタイル・ライフスタイルについて
- 子育て支援について（産前・産後ケア・放課後かまくらっ子等）
- 東京オリンピック・パラリンピックへの対応について

② 武野 裕子（日本共産党）

- 中小零細事業者を応援する経済政策について
- 市役所移転問題について

③ 千 一（無所属）

- 鎌倉駅東口から西口への通り抜けについて
- 鎌倉駅西口から鎌倉市福祉センターまでの点字ブロックの整備について
- 身体障がい者が中心のグループホームについて
- 川崎市と違う重度訪問介護のあり方について

④ 日向 慎吾（鎌夢会）

- 2020年とその先を見据えた対策について（地域活性化、環境、防災、民泊）

⑤ 長嶋 竜弘（無所属）

- 鎌倉市政に異論反論オブジェクションVOL.5

⑥ 池田 実（鎌倉みらい）

- 本市の集中豪雨対策について
- 深沢地域整備事業の進捗状況について

⑦ 竹田 ゆかり（無所属）

- 共生条例の制定にあたって
- 教育環境条件整備について
- 学校の働き方改革について
- 庁舎管理について

⑧ くりはら えりこ（無所属）

- 市民の健康について（SDGs目標3）
- 生涯学習の環境づくりについて（SDGs目標4）
- 市役所と行政の継続性について（SDGs目標11）

⑨ 飯野 眞毅（無所属）

- まちづくりについて
- 北鎌倉隧道について
- 防災問題について
- インフラ整備について
- 小中学校の教育環境について
- 居場所づくりについて

⑩ 吉岡 和江（日本共産党）

- 共生社会に向けた取り組みについて
- 国民健康保険事業について
- 健康に暮らせる町づくりについて

⑪ 高橋 浩司（鎌夢会）

- 広聴・広報活動について

⑫ 納所 輝次（公明党）

- 観光危機管理の充実について
- 子どもたちの健康を守る化学物質対策と受動喫煙防止策について

⑬ 安立 奈穂（神奈川ネット鎌倉）

- 子どもたちの健康を守る化学物質対策と受動喫煙防止策について

⑭ 保坂 令子（神奈川ネット鎌倉）

- テレワークについて
- 職員研修について
- 公文書管理と行政情報の提供について
- 本庁舎整備事業の進め方について

⑮ 松中 健治（無所属）

- 明治150年に関連し。

⑯ 久坂 くにえ（ヴィジョン）

- 鎌倉市の人事戦略について

⑰ 西岡 幸子（公明党）

- レジリエンス（しなやかな強さ）と“逃げる力”を育む

⑱ 山田 直人（鎌倉みらい）

- 第4期基本計画について
- 第3期基本計画及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

12月13日開催

審査した内容（議案3件、陳情1件、報告事項7件）

議案第42号 つながる鎌倉条例の制定について

つながる鎌倉条例は、市民活動および協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会を実現することを目的として制定するもので、市民活動を推進するための基本理念と施策の基本となる事項を定めるものです。

本制定条例は、9月定例会では慎重な審査が必要として継続審査としていました。その後、市側から条例の逐条解説素案の説明を受けたことから、継続審査としていた趣旨を踏まえて審査した結果、条例制定後、逐条解説の公開や職員への研修の実施など、条例の周知および理解を深めるための取り組みを行うことや、条例の運用にあたっては庁内各課とも連携を図りながら、市民活動の推進に取り組んでいくこと等を確認し、総員の賛成により可決しました。

報告事項（仮称）鎌倉市共生社会の実現を目指す条例について

（仮称）鎌倉市共生社会の実現を目指す条例は、市の目指す共生社会の在り方を明文化し、広く共有するために制定するものです。その目的は、多様な人々がお互いの個性と多様性を尊重し、支え合い、社会と関わりながら、ありのままにいられる社会を実現することであるとのことです。

委員会では、質疑の中で「条例の趣旨に基づいて全庁的に連携し、総合計画と整合させて施策を推進するべき」「条例の制定に向けて職員間でさらに議論を深める必要がある」「条例の検討過程においては、市民へのさらなる周知と理解を図るべき」等のやりとりを行った後、了承されました。

12月17日、18日開催

審査した内容（議案9件、陳情2件、報告事項等9件）

議案第76号 工事請負契約の締結について

鎌倉駅東口駅前広場について、車道や歩道の経年劣化や、歩道が狭いとの理由から、同広場の工事についての請負契約を、JFEテクノス株式会社と契約金額4億9518万円（消費税額等含む）で一般競争入札の方法により締結するものです。なお、工事の竣工は平成32（2020）年11月の予定です。

委員会では、工事の工程や、バスやタクシーの乗り場の位置、バスプールの数といった計画内容等について質疑が行われた後、「本件について、これまで指摘してきた問題点に対応してこなかったことは容認できず、また、歩行者の安全を第一に考え、観光客だけでなく市民の利便性を再度検討すべき」「当初の契約から事業が遅れていることから早急な実施を要望するが、乗用車やバスの関係については利用者の視点を入れた上で安全面、利便性について可能な限り協議を続けてほしい」等の意見が出されましたが、本議案については、多数の賛成により可決されました。



鎌倉駅東口駅前広場の現況

観光厚生常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

建設常任委員会

教育こどもみらい常任委員会

12月14日開催

審査した内容（議案8件、陳情4件、報告事項10件）

報告事項 鎌倉都市計画高度地区指定拡大方針の確定について

現在、本市では、さまざまな規制により市街化区域内の約8割で建築物の高さの制限をしていますが、大船地域を中心とした残りの約2割の区域についても高度地区に指定する方針を決定したことについて報告がありました。

市は、これまで建築物の高さの最高限度を定めていない区域では、高さ15メートルまたは20メートルを超える建築物の建築に対し、都市計画審議会に諮問し、答申を得て、建築物の高さについて行政指導を行ってきましたが、平成28年に高さ20メートルを超える共同住宅が都市計画審議会の答申にそぐわないまま建築される事案が生ずるなど、行政指導では対応できない状況が生じており、より実効性を高めるため、法制度に移行する措置を早急に図る必要があると考え、高度地区の指定区域を拡大し、高さの最高限度を定めていない区域に第1種から第4種の高度地区を新たに指定するとのことです。

本方針はパブリックコメントを実施し、都市計画審議会へ諮問した上で決定したとのことで、今後、平成31年度中の都市計画決定を目指し手続を進めるとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

12月12日開催

審査した内容（議案6件、報告事項9件）

報告事項（仮称）おなり子どもの家等の整備状況について

旧鎌倉図書館の建物に整備予定の（仮称）おなり子どもの家等については、完成に向けて工事を進めていましたが、壁等の内外装撤去作業を完了した段階で、土台および柱に設計時に想定していた以上の腐朽が確認されたため、平成30年6月12日から工事を一時中断しており、その後二度、中断期間を延長しているとのことです。この腐朽に対しては、追加の補修を施すことが必要であり、また、当初設計をした建物全体の構造にも修正・検証が必要となることから、実施設計修正業務委託に係る経費を12月定例会に補正予算として提案したとのことです。

今後のスケジュールとしては、平成32（2020）年3月に工事着手、平成33（2021）年7月に工事を完了する見込みとのことです。（※）

委員からは、「おなり子どもの家等については、当初の設計の不備についての責任の所在を明らかにしてから事業を進めるべき」との意見や、「施設を利用する子どものためにも1日も早く完成に向けて努力すべき」との意見がそれぞれ出されましたが、本報告事項については了承できるものではなく、聞きおくこととしました。

（※）当該設計修正業務に係る補正予算については、当初の設計に係る不備について、責任の所在を明らかにすべきといったこと、また、防災面やバリアフリーの観点を取り入れた上で設計を進めるべきといったことから、12月定例会の最終本会議において議員提案により減額修正されましたので、上記のスケジュールは今後変更される予定です。

陳情の議決結果

12月定例会では12件の陳情が提出されました。そのうち、陳情5件を全議員に配付し、7件を各常任委員会に付託し審査を行いました。

その結果、陳情2件を採択し、4件を継続審査とし、1件を議決不要としました。

採択した陳情

◇鎌倉市が計画しているロードプライシングについての陳情

陳情の要旨および審議結果

平成31年度から実施を予定しているロードプライシング（※）の実証実験を行う前に、隣接する自治体へ制度の具体的な説明および本市が考えている隣接自治体への影響など、ロードプライシングに関し

ての事前打ち合わせを十分に行うよう、議会として市に働き掛けることを求めるものです。委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

※ロードプライシング 道路が混雑する地域において、課金によって自動車交通量をコントロールし、道路をスムーズに走行できるようにする方策

◇四十歳未満の末期がん患者への介護・医療支援についての陳情

陳情の要旨および審議結果 若年者のがん患者は在宅療養に至るケースも少なくなく、この場合は介護保険の適

用がないため、療養に必要なサービスが全て自己負担となり、サービスを受けられない状況にあることから、介護保険適用外の末期がん患者が最

全員協議会

平成30年12月28日に議会全員協議会を開催し、市長から「深沢地域整備事業について」報告を受けました。報告の概要は次のとおりです。

本市はこれまで新たな都市拠点の形成に向けて、深沢地区と藤沢市村岡地区との一体的なまちづくりと、（仮称）村岡新駅（以下、新駅）の設置について神奈川県、藤沢市と合意に向けての協議・調整を進めてきた。

平成30年12月27日に県、藤沢市、本市は両地区一体のまちづくりと新駅の実現に向けての基本事項に合意し、新たな組織として「（仮称）村岡新駅設置協議会」を設立した。合意内容および新たな組織の設置について報告する。

主な合意内容

まちづくりについて

深沢地区と藤沢市村岡地区のまちづくりについては一実施行で取り組む。両市がそれぞれ応分の費用負担をすること

NEW!

常任委員会の行政視察報告を議会ホームページに公開

行政視察の報告書を平成30年度から議会ホームページに掲載します。「各常任委員会の行政視察の報告」をご覧ください。



期まで在宅療養できるよう、必要な生活支援の検討を求めるものです。

委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

新駅について

JR東日本に新駅設置を要望するとともに戦略的新駅として整備費の負担を求めている。県の新駅設置費用の負担は3割とする。藤沢市と鎌倉市の新駅設置費用の負担割合は5対5を基本とする。新駅設置の熟度を高めるため、JR東日本に戦略設計の実施を求めていく。設計に要する費用は3県市が3分の1ずつ負担することを基本とする。

その他

国交付金等の活用など、3県市の負担軽減や平準化を図る方策について検討・調整していく。新駅については2019年度の概略設計を目指す。一実施行の土地区画整理事業とシンボル道路等については2021年度の都市計画決定を目指す。

（仮称）村岡新駅設置協議会の概要

JR東海道本線の大船駅・藤沢駅間に新駅設置を図り、もって持続可能な地域づくりと新たな都市拠点の形成を行うことを目的とし、神奈川県知事（会長）、藤沢市長、鎌倉市長で構成する。事業内容は、JR東日本等への要望、陳情活動に関すること、新駅の設計・工事に関する事、新駅設置の費用負担に関する事、その他目的達成に必要な事項。今後事業の進捗に合わせ、地域の市民への情報発信や市民参画の機会提供に努め、事業への理解を得ていきたい。

